

「みやざき再生支援特別貸付（モニタリング：融資後）」に係るQ & A

令和4年12月1日作成

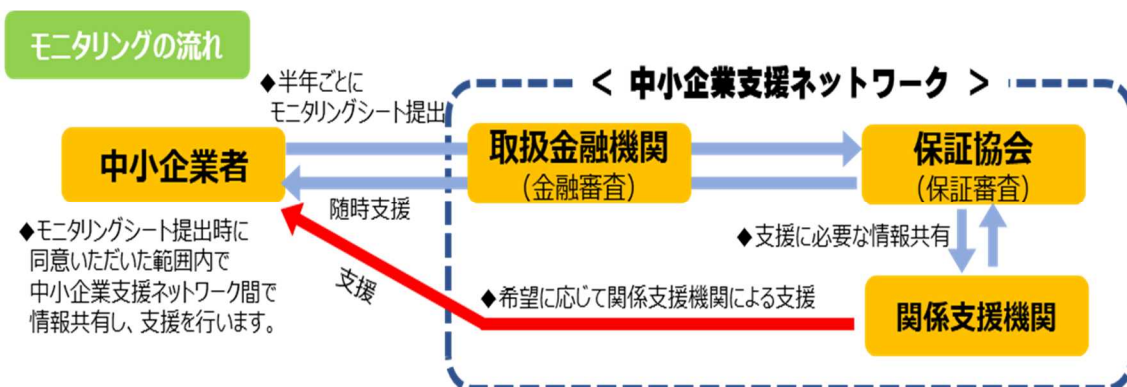
令和5年4月24日改正

1. モニタリングの目的・概要

問1-1. モニタリングの目的は？

答 原油価格・物価高騰の影響により、中小企業者を取り巻く外部環境は先行き不透明な状況であるとともに、新型コロナ関連融資の元本返済も本格化するなど資金繰りが困難な事業者が多くいるものと認識している。

このため、「みやざき再生支援特別貸付」では、融資時から定期的なモニタリングを実施することにより、各種支援を求める事業者に対して、中小企業支援ネットワーク構成機関によるプッシュ型支援を実施し、課題解決に向けた取組を促進することを目的としている。



問1-2. モニタリングの対象及び留意点は？

答 モニタリングは、令和4年10月21日以降に「みやざき再生支援特別貸付」の「再生支援枠（一般枠）」を利用した中小企業者が対象となる。

モニタリング期間は、貸付実行後3年間とする。

また、半期毎の基準月（3月、9月）の月末時点で下記のいずれかに該当する場合は、当該中小企業者に係るモニタリングシートの記載を一部省略することができる。

- ① 中小企業者の直前の決算において減価償却前経常利益黒字かつ資産超過（以下「黒字資産超過先」という。）の法人
- ② みやざき再生支援特別貸付の融資残高が300万円以下

問 1-3. モニタリングの期間及びモニタリングシートの提出時期は？

答 モニタリング期間は上半期（4月～9月）と下半期（10月～3月）を定期とし、上半期の報告書は11月末までに、下半期の報告書は5月末までに金融機関が取りまとめの上、信用保証協会へ提出する必要がある。

また、貸付実行日の属する半期の翌半期を1回目のモニタリング期間とし、以降は半期毎の報告となるが、最終の報告は、貸付実行日の3年後の応当日が属する半期の直前の半期とする。

○パターン1

貸付実行日：令和4年10月21日～令和5年3月31日

- ・モニタリング期間：令和5年4月1日～令和7年9月30日
- ・初回業況報告書提出期限：令和5年11月末日まで
- ・最終業況報告書提出期限：令和7年11月末日まで

○パターン2

貸付実行日：令和5年4月1日～令和5年5月31日

モニタリング期間：令和5年10月1日～令和8年3月31日

初回業況報告書提出期限：令和6年5月末日まで

最終業況報告書提出期限：令和8年5月末日まで

【パターン1の場合のモニタリング期間等】

年度	中小企業者の皆様 (モニタリング期間)		金融機関 (提出期間)
R4	(下半期) ★ 10月～3月	→	融資実行日の属する半期は省略
R5	(上半期) 4月～9月	① →	報告 (10月～11月末日まで)
	(下半期) 10月～3月	② →	報告 (4月～5月末日まで)
R6	(上半期) 4月～9月	③ →	報告 (10月～11月末日まで)
	(下半期) 10月～3月	④ →	報告 (4月～5月末日まで)
R7	(上半期) ★ 4月～9月	⑤ →	報告 (10月～11月末日まで)
	(下半期) 10月～3月		報告 (4月～5月末日まで)

問 1-4. モニタリングシートの提出方法は？

答 各取扱金融機関が事業者からモニタリングシートの提出を受け、取りまとめの上、電子媒体で保証協会へ提出する。

問 1-5. 同一金融機関で複数回みやざき再生支援特別貸付の利用があった場合は、どのように報告するか。

答 保証口毎に報告する必要はなく、一企業につき一つのモニタリングシートを提出いただきたい。

問 1-6. 事業者からモニタリングシートの提出がない場合、どのように対応するか。

答 事業者からモニタリングシートの提出がない場合は、金融機関から提出を促していただきたい。

モニタリングシートの提出がない場合は、代位弁済請求時にモニタリングシートを提出しなかったことについて、別途「理由書（任意様式）」を徴求する。
なお、理由書は金融機関及び事業者の連名で作成するものとする。

2. モニタリングシートの記載事項

問 2-1. 黒字資産超過及び融資残高 300 万円以下の中小企業者（以下「モニタリング省略先」という。）の取扱いは？

答 モニタリング省略先については、モニタリングシートの「2 モニタリング対象要件確認」の欄にチェックを入れることで、「3 収支実績」及び「4 主な経営課題」の記載を省略できる。

ただし、モニタリング省略先であってもモニタリングシートの提出は必要（提出を不要とした場合、モニタリング省略先なのか提出漏れかが保証協会では判断できないため）。

問 2-2. 「黒字資産超過先」はどの時点で判断するのか。

答 半期毎の基準月（3月、9月）の月末時点において、確定している直前の決算にて判断を行う。

問 2-3. 黒字資産超過先の個人事業主は収支実績等の記載を省略することができないのか？

答 そのとおり。

特に借入残高の比較的小さい個人事業主については、金融機関による債権管理上の優先順位が相対的に下がってしまい、事業者と金融機関の接点を十分確保できないことが予想される。

また、業況変動リスクが高い個人事業主に対しては、重点的に金融機関のフォローアップを実施する必要があることから、モニタリングシートの記載項目を省略することはできない。

ただし、個人事業主であっても、みやざき再生支援特別貸付の融資残高が300万円以下の場合は記載を省略できる。

問 2-4. 主な経営課題は必ず記載する必要があるのか？

答 経営上課題であると感じていることについて、最低1つは記載いただきたい（モニタリング省略先を除く）。

また、各金融機関においては、事業者が記入した経営課題に応じて、「中小企業支援ネットワーク」のチラシ等を活用し、適切な支援機関の案内をお願いしたい。

問 2-5. プッシュ型支援はどのように行われるのか？

答 モニタリングシートの5～7に記載の「宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点」、「宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター」及び「商工団体」への無料相談の希望があった場合は、保証協会から各機関へ相談希望があった旨をつなぎ、各機関から事業者へ直接連絡することとしている。